ア　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，ＪＳＣ及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し，これに基づき，日体協及び各都道府県体育協会等は，関係団体と連携し，総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成27年度現在０→目標47都道府県）

イ　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，ＪＳＣ及び地方公共団体等と連携し，広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。

ウ　イを踏まえ，国，日体協，総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は，関係団体と連携し，都道府県レベルで中間支援組織[*15]を整備（平成27年度現在０→目標47都道府県）するとともに，研修会等の開催や先進事例の情報発信等により，ＰＤＣＡサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（平成27年度現在37.9%→目標70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。

エ　国は，日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し，登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど，総合型クラブの認知度向上を図る。

オ　地方公共団体は，ウにより整備された中間支援組織について，例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど，中間支援組織の取組を支援し，総合型クラブの質的充実等を促進する。

カ　国は，ＪＳＣ及び日体協と連携し，中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成27年度現在18.4%→目標25%程度）を推進する事業を支援することを通じて，総合型クラブの質的な充実を促進する。

キ　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに，市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより，総合型クラブの自立的運営を促進する。

③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

［施策目標］

既存施設の有効活用や，オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め，ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。そのため，地域住民がスポーツに利用可能な施設の実態を的確に把握し，スポーツ施設に関する計画の策定を進める。

［現状と課題］

- スポーツ施設やスポーツができる場の実態把握が十分でない。
- 人口減少，財政難等によりスポーツ施設数の減少が見込まれる。
- スポーツ施設の中には，老朽化が進んだものや耐震診断未実施のものも多く，今後利用できなくなる施設も想定される。

[*15] 中間支援組織とは，都道府県体育協会等が主体となり，都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織。当該組織において，総合型クラブの継続的・安定的な運営に向けて，クラブアドバイザーを配置し，総合型クラブに指導・助言するとともに，弁護士や税理士，中小企業診断士等の専門家による相談窓口を設置することなどを想定している。

［具体的施策］

ア　国は，公立や民間のスポーツ施設の実態を３年に１回把握するとともに，「スポーツ施設のストックの適正化に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を毎年把握し，先進事例の情報提供等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進する。

イ　国は，我が国のスポーツ施設の60%強を占める学校体育施設について，社会体育施設への転用や，担い手や利用料金設定等の開放事業の運用の在り方に関する手引の策定を行い，既存施設の有効活用を促進する。

ウ　国は，スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて，関連する基準や先進事例の情報提供等により，障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。

エ　地方公共団体は，国の上記ガイドラインや情報提供等に基づき，施設の長寿命化，有効活用及び集約化・複合化等を推進しスポーツ施設のストックの適正化を図る。また，性別，年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やＩＴの活用等により，利用者数の増加，維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。

オ　地方公共団体は，国による先進事例の情報提供や技術的支援等を踏まえ，スポーツ施設の新改築，運営方法の見直しにあたり，コンセッションをはじめとしたＰＰＰ／ＰＦＩ[*16]等の民間活力により，柔軟な管理運営や，スポーツ施設の魅力や収益力の向上による持続的なスポーツ環境の確保を図る。

カ　国は，国民体育大会，全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設の基本的な方向性を示し，これに基づき中央競技団体等が大会後も含めた施設利用や地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等を策定することにより，地方公共団体等による効率的・効果的な施設整備を促進する。

キ　国は，スポーツ施設の整備の促進と併せて，地方公共団体，スポーツ団体及び民間事業者等と連携し，体操やキャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペースなどの有効活用を推進し，施設以外にもスポーツができる場を地域に広く創出する。

ク　国は，日本体育施設協会等と連携し，スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や，施設の維持管理に関する人材の育成により，スポーツ施設の安全の確保を推進する。

④ 大学スポーツの振興

［施策目標］

我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出，経済活性化，地域貢献等に十分活用するとともに，大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。

［現状と課題］

[*16] 内閣府によると，以下の通り定義されている。
ＰＰＰ（Public Private Partnership）とは，公共施設等の建設，維持管理，運営等を行政と民間が連携して行うことにより，民間の創意工夫等を活用し，財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
ＰＦＩ（Private Finance Initiative）とは，ＰＦＩ法に基づき，公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
コンセッションとは，利用料金の徴収を行う公共施設について，所有権を公共が有したまま，民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式。